

平成30年度筑後川のめぐみフェスティバル業務委託提案競技実施要領

この提案競技実施要領は、平成30年度筑後川のめぐみフェスティバル業務委託にかかる契約の相手方候補を選定するための提案競技に参加される方（以下「提案者」という。）が留意すべき事項を定めたものです。

提案者は、以下の事項を十分に踏まえたうえで、提案を行ってください。

1 事業名称

平成30年度筑後川のめぐみフェスティバル業務委託

2 開催テーマ 飲水思源（いんすいしげん）

「その実を落とす者はその樹を思い、その流れに飲む者はその源を思う」
北周の詩人「癒信」（いしん）の「微調曲」という詞に基づく故事成語
※水を飲むときには水のもととなる水源のことを考える。

- ・物事の基本を忘れないこと
- ・他人から受けた恩を忘れてはいけないということ

3 本事業の目的

- (1) 福岡都市圏は、一級河川がないなど地理的に水資源に恵まれていないため、使用する水道水の約3分の1を筑後川の水に頼っています。このため、福岡都市圏の水道水が筑後川の恩恵を受けていることや豊かな水を育む森や川を守り育てることの大切さ、限られた資源である水の恵みについて啓発し、筑後川への「感謝」の気持ちを醸成するとともに福岡都市圏と筑後川流域の住民が交流を図り相互理解を深めることを目的に「筑後川のめぐみフェスティバル」を開催します。
- (2) 上記を踏まえ、次世代を担う若人が、森林保全や河川環境に関心を抱くとともに、植樹・間伐作業等の森林保全活動や護岸の清掃、水源地域や筑後川流域との交流など、ボランティア活動を始めるきっかけづくりとなる場を創造します。

4 履行期間

契約の締結の日から平成30年11月30日まで

5 履行場所

福岡市役所ふれあい広場

6 委託内容

資料1「平成30年度筑後川のめぐみフェスティバル業務委託企画提案仕様書」による。

7 提案限度価格

9,700,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

8 スケジュール

- | | |
|---------------|---------------|
| (1) 募集開始 | 平成30年7月 2日(月) |
| (2) 説明会 | 平成30年7月 6日(金) |
| (3) 質問締切 | 平成30年7月10日(火) |
| (4) 申込締切 | 平成30年7月13日(金) |
| (5) 提案締切 | 平成30年7月20日(金) |
| (6) 提案競技 | 平成30年7月27日(金) |
| (7) 契約相手方候補決定 | 平成30年7月30日(月) |

9 参加資格

参加資格は、次のすべてを満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行規則第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (2) 市町村民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法による更生手続き開始または民事再生法による再生手続き開始の申し立てがなされている場合等、経営状態が著しく不健全であると認められないこと。
- (5) 別紙「暴力団関与」に該当しないこと。暴力団を排除するため、警察への照会を行うことがあります。

10 説明会

次のとおり提案競技の説明会を行います。

- (1) 日 時：平成30年7月6日(金) 13時30分から
- (2) 場 所：福岡市役所501会議室
- (3) 説明会参加申込

説明会参加希望者は、平成30年7月5日(木)17時まで「19 問い合わせ・提案提出先」宛てにEメールで説明会参加申込書(様式1)をご提出ください。

(4) その他

- ① 説明会は、提案競技参加の必須条件となります。
- ② 説明会は、本提案競技実施要領と提案仕様書を印刷のうえご持参ください。

11 質問書の提出

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、平成30年7月10日(火)16時までに提案競技質問書(様式2)に記載のうえ、「20 問い合わせ・提案提出先」宛てにEメールで提出し、質問書を提出した旨を電話で連絡してください。平成30年7月12日(木)までに、説明会全参加者に対して、質問と回答をEメールで送付します。

12 提案参加申込

参加を希望される場合は、「9 参加資格」を確認し、次のとおり参加申込書等を提出してください。

- (1) 提出書類

- ① 提案参加申込書（様式3）
- ② 会社概要（様式は自由、事業が分かるパンフレットでも可）
- ③ 事業所在地の市町村が発行する市税を滞納していないことの証明
- ④ 消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明
- ⑤ 法人登記簿（現在事項全部証明書）

※ ③～⑤は、原本とし、発行日から3か月以内のものを提出してください。

ただし、②～⑤については、福岡市・水道局・交通局競争参加入札参加資格者名簿に登録されている事業者は提出不要です。

- ⑥ 暴力団の関与がない誓約書（様式4）
- ⑦ 会社の役員名簿（登記簿謄本と異なる場合のみ提出してください。様式5）
- ⑧ 直近の決算書（貸借対照表、損益計算書）
- ⑨ 委任状（様式6）

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出期限 平成30年7月13日（金）

(4) 提出方法 「20 問い合わせ・提案提出先」宛てに郵送（必着）または持参してください。

(5) その他

- ① 上記(1)の書類を提出していない事業者については、提案競技に参加することはできません。
- ② 「10 説明会」に参加していない事業者からの参加申込は、受付しません。

13 提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類に作成

- ① 提出書類の規格は、A4サイズ、横書き、両面印刷、長辺とじとして、各ページに通し番号を入れ、内容は正確かつ簡潔なものとしてください。また表紙・見積書等を含め20ページ以内としてください。（A3版資料がある場合は、折込み、1枚2ページとして扱います。）
- ② 全体にわたって参加事業者名が分からないようにしてください。

(2) 提出書類は、次の①～⑥の順に編綴のうえ、提出してください。

① 本業務の概念（コンセプト方針）

※ 本業務を行うにあたってのコンセプトを2ページ以内で作成してください。

② 本業務の企画提案内容

※ 提案内容は、実現可能なものにしてください。

③ 主要業務実績

※ 得意分野や中心的な業務でアピールできる業務があれば1ページ以内で簡潔に作成してください。

④ 業務執行体制等（次のア～ウについて、1ページ以内で作成してください。）

ア 業務執行体制 … 本業務を担当するチーム体制（職名を含む）を作成してください。

イ 協力会社の概要 … 協力機関や協力者等があれば作成してください。

ウ 個人情報保護方針 … 個人情報保護に対する対応措置を簡潔に作成してください。

⑤ 本業務の実施スケジュール

※ ②に基づいた工程計画を1ページ以内で作成してください。

⑥ 見積書（様式7）

※ 本業務期間内に実施する提案内容の一切を含んだ額とします。なお、「7 提案限度価格」に留意してください。

※ 経費の内訳については、できる限り詳細に分けて記載してください。

(3) 提出部数 9部

(4) 提出期限 平成30年7月20日（金）17時まで

(5) 提出方法 「20 問い合わせ・提案提出先」宛てに郵送（必着）または持参してください。

※ 郵送の場合は、特定記録または簡易書留で送付してください。

(6) その他

① 1事業者1提案とし、複数の提案は認めません。

② 提出書類に不備がある場合は、受付できない場合があります。

③ 参加申し込み後、参加を辞退される場合は、提案競技参加辞退届（様式8）をEメールで提出し、提出した旨電話で連絡してください。

14 審査概要

参加資格を満たすと認められた事業者によるプレゼンテーションを実施します。

プレゼンテーションは、契約を締結した場合に当該事業を主に担当する方が行ってください。

なお、プレゼンテーションについては、次のとおり予定しています。

(1) 日 時：平成30年7月27日（金） 13時30分から

(2) 場 所：福岡市役所会議室

(3) 時 間：説明12分、質疑8分

※ 出席者は、1事業者3名までとします。

※ プレゼンテーションは、「13 提案書の作成及び提出について」で作成・提出した資料で行ってください。追加資料の配布はできません

※ プレゼンテーションに器材、プロジェクタなどが必要な場合は、提案者側で準備してください。

※ プレゼンテーションの順番は、「10 説明会」で抽選を行います。抽選後に辞退者が出た場合は、繰上げします。

(4) 評価項目

評価項目	内 容	詳 細	配点
1 会場配置・ 装飾	会場レイアウト	集客性、回遊性、安全性	10
	ステージバックパネル・入 場門（デザインイメージ）	開催テーマ等との整合性、集客性、 来場促進	5
2 イベント	オープニングセレモニー	開催テーマ等との整合性、華やかさ 盛り上がり、話題性、 インパクト、集客性 PR効果	5
	ステージイベント		10
	フロアイベント		5

3 広報宣伝	ポスター・チラシ（デザインラフ又はイメージ）	開催テーマ等の整合性、広告効果 広報ツール、集客性、独自性、	5
	広報媒体及び方法		15
4 水の啓発	啓発	啓発効果、持続性	15
	大学生等若者向け企画	高校生・大学生等若人への興味促進 ボランティアの形成・育成への期待	10
5 総合企画	全体構成	コンセプト、独自性、天候不良等への配慮	10
	人員体制、スケジュール	管理、実現性	5
	費用対効果		5

※ 「4 水の啓発」は、2 イベント又は3 広報宣伝の範囲に含めることも可能です。この場合は、「4 水の啓発」であることを表示してください。

15 契約相手方候補の選定

(1) 選定方法

提案書について、福岡都市圏広域行政事業組合が設置する流域連携基金運営委員会において、最も得点の高い提案を最優秀提案として決定し、当該提案者を契約相手方候補とします。なお、本企画提案に参加する事業者が一社であった場合でも、本企画提案の審査・選定は実行するものとします。

(2) 最終選考結果の通知

平成30年7月30日（月）中にすべての提案者に通知します。

16 提出書類の取り扱い

- (1) 提案書類提出後の内容の変更は認めません。ただし、明らかに誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。
- (2) 提案書類は返却しません。なお、提出書類は、契約に至った場合に使用するほかは、本業務の採択に関する審査以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。
- (3) 選定された提案は、福岡都市圏広域行政事業組合事務局との協議により、内容の変更を求められることがあります。

17 失格要件

以下のいずれに該当する場合は、失格となる場合があります。

- (1) 条件を満たさない提案を行った場合
- (2) 提出書類に虚偽があった場合
- (3) 審査員等に対する不正な行為が認められた場合
- (4) 事業推進に必要な手続きを行わない場合

18 契約

(1) 契約相手方候補との協議

上記「15 契約相手方候補の選定」で選定した契約相手方候補と最終的な協議を行い、業務委託手続きを行います。なお、解約締結に至らない場合は、次点者と業務委託契約手続きのための協議を行います。

(2) 契約相手方候補と具体的な委託内容について合意に達した後、福岡都市圏広域行政事業組合財務規則及び関係法令に基づき契約を締結します。

19 その他の留意点

(1) 提案に係る費用は、参加事業者が負担するものとします。

(2) 審査結果に関する質問には、一切回答しません。

(3) 提案内容を他の目的のために使用することを禁止します。

(4) 委託内容については、現時点で必要と思われる提案内容を提示しており、契約締結の際契約相手方候補との協議のうえ、変更することがあります。

(5) この委託で製作された成果品は、福岡都市圏広域行政事業組合に帰属するものとします。

20 問い合わせ・提案提出先

福岡都市圏広域行政事業組合事務局

担当 : 徳田・尾方

〒810-8620

福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所内6階

電話番号 : 092-733-5004 Fax番号 : 092-733-5005

Eメール : fvgv9840@mb.infoweb.ne.jp

別紙 「暴力団等関与」

以下のいずれかに該当する場合は、暴力団等関与と見なす。

- 1 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条。以下「暴対法」という。）第2条第2項に規定する団体（以下「暴力団」という。）の構成員（暴対法第2条第6号に規定する者（構成員とみなされる場合を含む。）。以下「構成員等」という。）であると認められるとき。
- 2 暴力団又は構成員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 3 暴力団又は構成員等に対して、資金的援助又は便宜供与をしたと認められるとき。
- 4 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用するなどしたと認められるとき。
- 5 構成員等であることを知りながら、その者を雇用し若しくは使用していると認められるとき。
- 6 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用したとき、又は暴力団又は構成員等に資金援助若しくは便宜供与をしたと認められるとき。
- 7 役員等又は使用人が、暴力団又は構成員等と密接な交際又は社会的に避難される関係を有していると認められるとき。
- 8 下請契約若しくは資材、原材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記の1から7までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められたとき。
- 9 受注者が、上記の1から7までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（8に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。